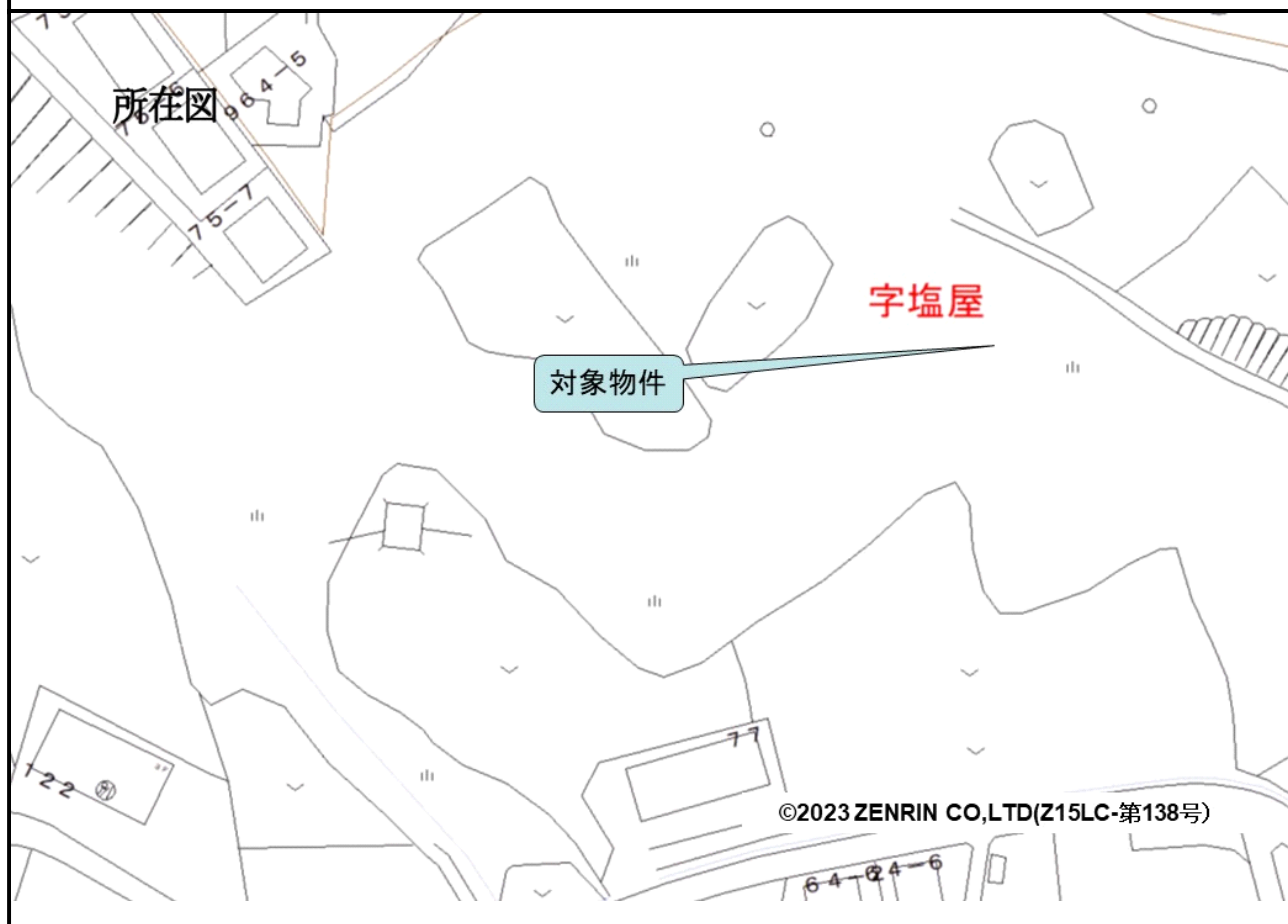
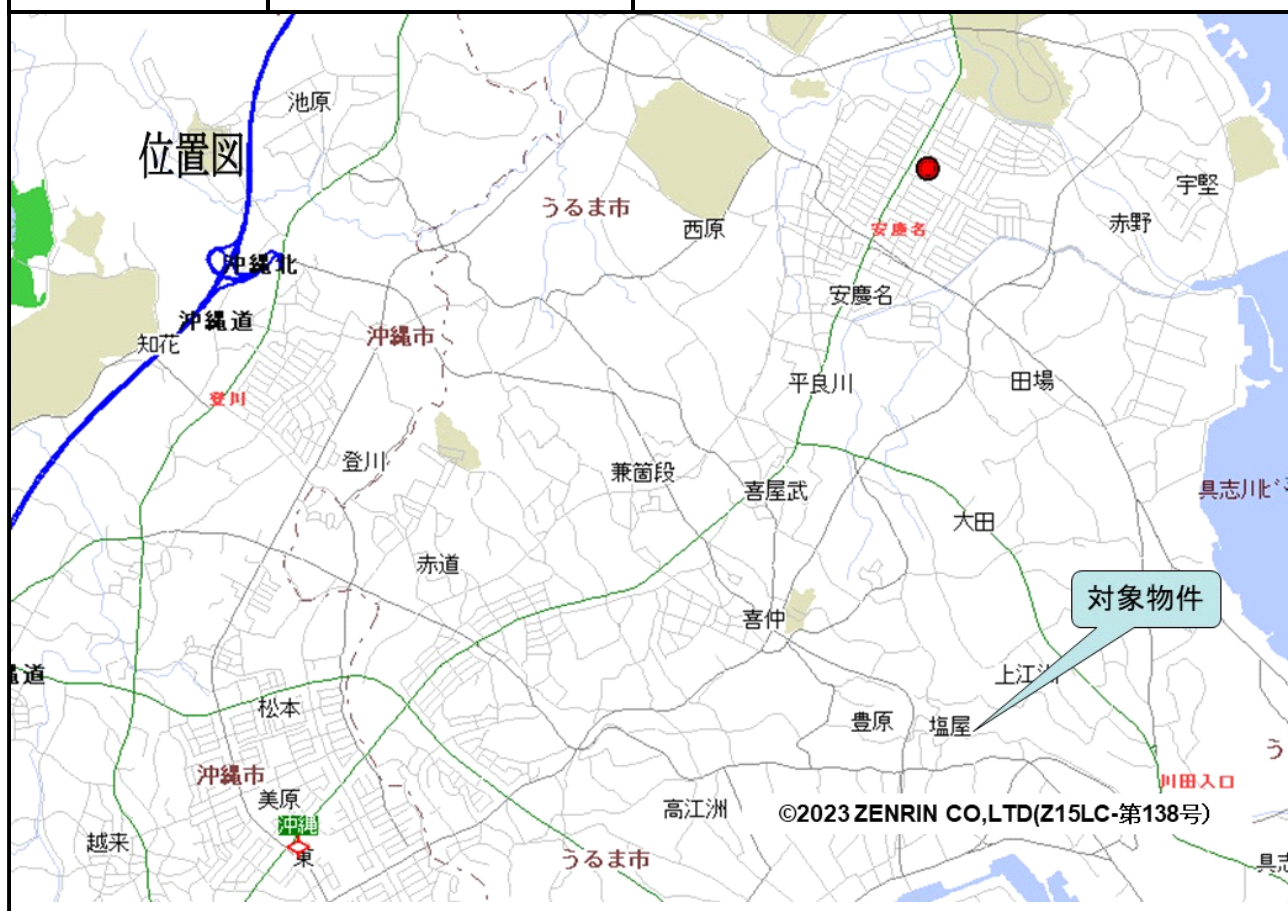


売却区分番号	3 6 1 2 - 1 6		
見 積 価 額	¥ 7 0 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	¥ 1 0 0 , 0 0 0
財 産 の 表 示	1 所在 沖縄県うるま市字塩屋月形原 地番 5 8 番 4 地目 原野 地積 525 平方メートル 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	都市計画区域内 用途地域の指定なし 集落環境保全地区 建蔽率 50% 容積率 100%		
接 道 状 況	接面道路なし		
地 盤 ・ 地 勢	南東向き傾斜地		
使 用 状 況 等	雑木・雑草繁茂		
特 記 事 項	土砂災害警戒区域 境界は判然としない。 太陽光発電パネルあり 動産あり		
住 居 表 示 等	沖縄県うるま市字塩屋月形原 5 8 番 4		
最 寄 駅 等	沖縄自動車道沖縄北インターチェンジ 南東方約 5 . 0 キロメートル		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壤汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第 8 9 条第 3 項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。		

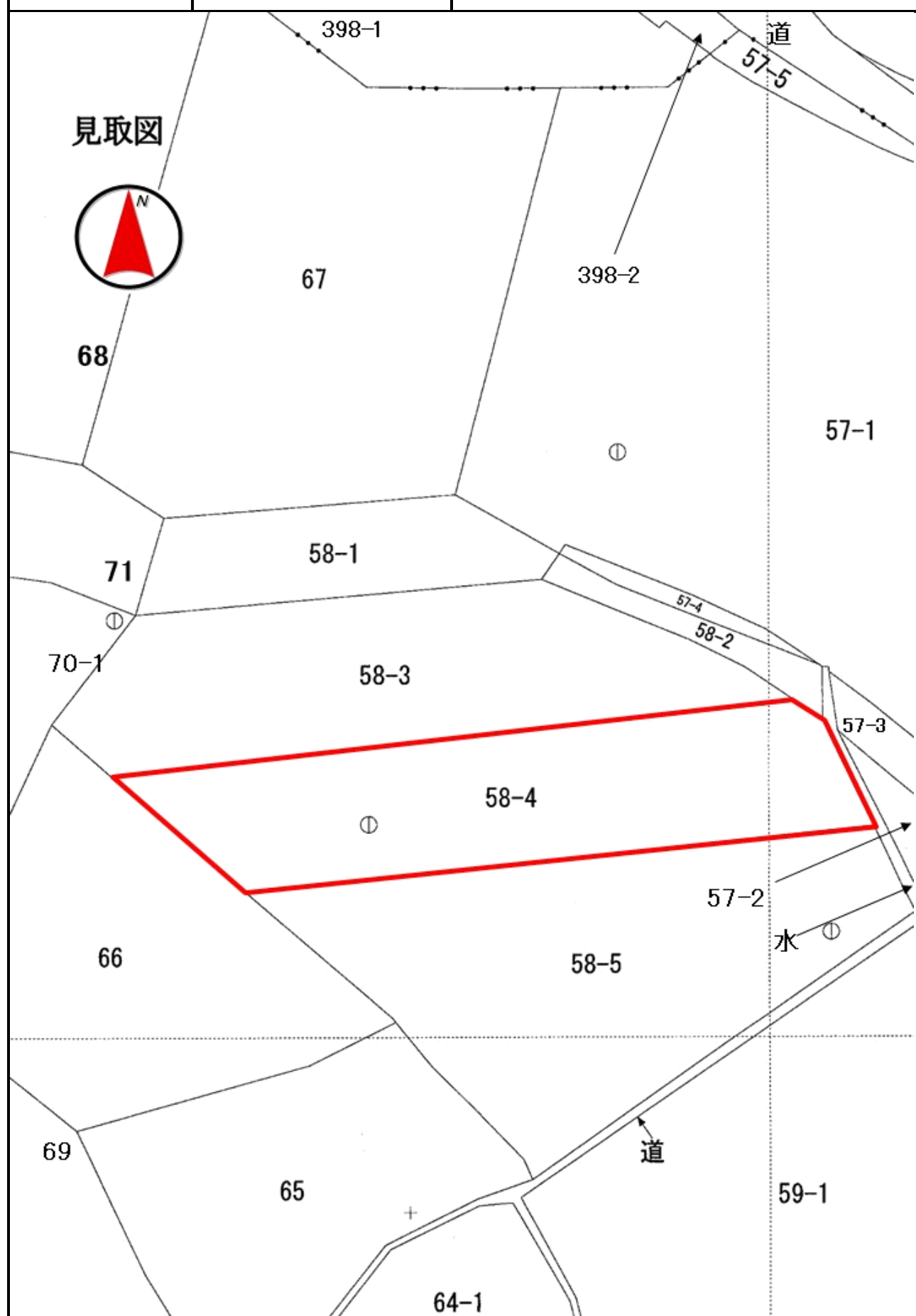
売却区分番号

3 6 1 2 - 1 6



売却区分番号

3 6 1 2 - 1 6



売却区分番号

3 6 1 2 - 1 6

